

執行機関の附属機関に関する条例（抄）

昭和 28 年 4 月 1 日

条例第 35 号

（設置）

第1条 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に別に定めがあるものを除くほか、次のとおり本市に執行機関の附属機関を置く。

附属機関の属する執行機関	附属機関	担当事務
市長	省略	省略
	大阪市土地活用評価委員会	市有不動産の適正管理及び有効活用に関する事項の調査審議及び市長に対する意見の具申に関する事務
	省略	省略
省略	省略	省略

（委任）

第2条 前条に規定する附属機関の組織、運営その他附属機関に関し必要な事項は、その附属機関の属する執行機関が定める。

附 則

以下省略